●事業計画

平成24年度事業計画

公益財団法人　日本産業廃棄物処理振興センターは、産業廃棄物処理の適正化を図り、産業廃棄物処理に関する各種事業の健全な発展を推進するとともに、産業廃棄物の再資源化を促進するなど、生活環境の保全と向上を目指して、産業廃棄物処理関係者に対する教育研修事業を始め、産業廃棄物に関する調査研究、並びに電子マニフェストシステムの充実と普及等を推進するため、次の事業を行う。

教育研修事業

1．講習会事業

(1) 講習会

1）廃棄物処理法に規定された産業廃棄物処理業の許可要件の一つである「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を的確に行うに足りる知識及び技能」を習得するための処理業者を対象にした「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）」（以下、「新規講習会」、「更新講習会」という。）の６課程について実施する。

2）特別管理産業廃棄物を生ずる事業場において設置が規定されている特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するための「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」（以下、「特管責任者講習会」という。）及び「医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会」の２課程について実施する。

3）PCB廃棄物の収集・運搬業の許可要件に関連した「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」を実施する。

4）以上の講習会は、（公社）全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会の協力で実施するものであり、「医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会」については、（社）日本医師会と共催で実施する。

(2) 委員会

講習会を円滑に実施するため、講習会に関する基本事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」及び試験問題を作成する「講習会試験委員会」を開催する。

(3) 講習会の開催計画

1）新規講習会：139回

2）更新講習会：155回

3）特管責任者講習会：136回

4）PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会：６回

(4) 講習会テキストの全面改訂等

受講者及び都道府県・政令市のニーズを取り入れ、受講者により一層分かりやすく、実務に役立つテキストにするため、平成23年度から実施している講習会テキストの全面改訂の一環として、平成24年度は「特管責任者講習会」及び「医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会」並びに「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」のテキストの改訂を行うとともに、受講料の改定を行う。

また、講習会運営に関するデータを総合管理する講習会システムの再構築を行い、平成25年度に新システムに移行する。

2．研修事業

排出事業者を対象にした産業廃棄物の排出抑制、再資源化及び適正な処理委託等に関する「産業廃棄物マネジメント研修会」を実施する。また、平成23年度に開始した、放射性物質汚染廃棄物の処理を受託しようとする業者等を対象とする「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」を実施する。

1）産業廃棄物マネジメント研修会：４回

2）放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会：４回

3．セミナー事業

産業廃棄物に関する話題を提供し、産業廃棄物の適正処理に向けての理解を得ることを目的としてセミナーを実施する。また、日廃振センターの関係者間の情報交換を進めることを目的として、JW懇話会を実施する。

容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、日廃振センターで定めた評価基準に則って評価格付けを行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施する。

調査事業

1．受託調査事業

(1) 環境省等が発注する調査研究業務の獲得に努め、産業廃棄物に関する調査等を実施する。

(2) 環境省の環境研究総合推進費（循環型社会形成推進科学研究費補助金）による調査研究事業「産業廃棄物マニフェスト情報の信頼性の確保と多面的活用策の検討」(2年目）を引き続き実施する。

2．自主調査事業

(1) 国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報収集・解析を行う。

(2) 調査事業により得られた成果については、講習会事業のテキストへの活用に務めるほか、学会発表等を通じて広く情報提供を行う。

(3) 他機関プロジェクトへの協力

出版事業

廃棄物処理に関する書籍の編集及び販売協力を行う。

(1) 感染性廃棄物処理マニュアル(改訂版)

(2) 廃棄物処理法令（三段対照）・通知集〈平成24年版〉

(3) 建設廃棄物適正管理マニュアル

広報事業

1．日廃振センター情報（JW機関誌）の発行

日廃振センターの事業に関する情報誌を発行する。

2．ホームページ

講習会事業、電子マニフェスト事業など日廃振センターの活動、行政の動向、産業廃棄物の基礎知識、産業廃棄物処理に関する基礎データ等について情報提供を行う。

全国大会開催事業

産業廃棄物関係三団体の共催による全国大会を開催する。

(1) 名　称　第11回　産業廃棄物と環境を考える全国大会

(2) 期　日　平成24年10月26日（金）

(3) 場　所　東京都

(4) 共　催　（公社）全国産業廃棄物連合会
（公財）産業廃棄物処理事業振興財団
（公財）日本産業廃棄物処理振興センター

国際事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、有害廃棄物及び産業廃棄物マネジメントに関する情報の収集・提供、国際交流を実施する。また、環境省等の要請に応じて、国際的な３Ｒ推進活動等に協力する。

(1) 海外の産業廃棄物管理情報の収集・提供

(2) 国際交流の推進

電子マニフェスト事業

平成23年度の電子マニフェスト年間登録件数は、前年度比約22％増の1,290万件、総マニフェスト件数に対する年間電子化率は約29％となる見込みである。また、平成23年度は、システムの機能強化として「マニフェスト情報に係る地方公共団体の照会機能の構築」を行うとともに、放射性物質汚染対処特措法の制定を踏まえ、環境省と協議のうえ、既存のシステムを放射性物質汚染廃棄物にも対応できるように変更する「放射性物質汚染廃棄物の管理機能の構築」に着手した。

平成24年度は、中期計画に基づき、引き続き電子マニフェストシステムの安定運用と利便性の向上を追求するとともに、多量排出事業者及びマニフェスト利用件数の多い排出事業者等の利用促進に重点を置いた普及活動を展開し、年間登録件数1,500万件（年間電子化率33％）を目標にさらに普及の拡大を図る。また、「放射性物質汚染廃棄物の管理機能の構築」を早急に完了し、その適切な運用によって、放射性物質の環境への拡散防止や処理等に当たる従事者の安全確保に寄与することを目指す。

●事業計画

1．平成24年度電子マニフェスト普及計画

年度	区分	加入者数							マニフェスト年間登録件数
		排出事業者				収集運搬業者	処分業者	合計	
		A料金	B料金	団体	計				
平成23年度	計画値	3,200	12,500	50,000	65,700	10,900	6,100	82,700	13,500,000
	見込み数	3,100	12,300	46,700	62,100	10,700	6,000	78,800	12,900,000
平成24年度	計画値	1,800	15,000	50,000	66,800	12,000	6,500	85,300	15,000,000

注）平成24年度計画値のA、B料金加入者数は、料金改定に伴い、A料金からB料金へ移行する加入者の増減を見込んだものである。

2．電子マニフェスト普及促進事業

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、以下の事業を実施する。

(1) 重点普及対象への普及活動

1）多量排出事業者及びマニフェスト利用件数の多い排出事業者を重点に普及活動を実施する。

2）公共工事及び公共関与の産業廃棄物処分場等における利用促進を図る。

(2) 広報活動

1）ホームページの充実

2）普及啓発資料等の作成及び配布

3）普及広報等

3．電子マニフェストシステムの運営管理

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保するとともに、円滑かつ適正な運営を維持するため、以下の事業を実施する。

(1) 電子マニフェストシステムの運用・保守管理

1）システム運用・保守管理の徹底

2）端末操作方法の問合せ対応等サポート業務の充実

3）加入者に対する情報提供等サービスの充実

(2) 電子マニフェストシステムの機能強化

1）地方自治体への電子マニフェスト登録等状況報告のための「行政報告システム」の再構築

2）新たなEDI方式の電子マニフェストシステムの構築

3）加入者からのシステム改善要望等に基づくシステムの機能強化

(3) 電子マニフェスト運用支援事業の委託

（公社）全国産業廃棄物連合会に委託して、各都道府県産業廃棄物協会において加入申込手続き及び既加入処理業者に対する各種サポートを実施する。

災害廃棄物対策事業

東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故による被災地の復旧・復興支援に寄与するため、電子マニフェストシステムに関する知見を活用して、以下の事業を実施する。

(1)「JW災害廃棄物処理支援システム」の運用

平成23年度に構築した本システムの利用拡大に努め、その着実な運用を進める。

(2)「放射性物質を含む廃棄物及び土壌の管理システム（仮称）」の開発及び運用

放射性物質により汚染された廃棄物や土壌等（草木、工作物等を含む。）の除染等の措置に伴って生ずる特定廃棄物又は除去土壌（汚染廃棄物等）の処理等の推進に資するため、その発生・排出から最終処分に至るまでの過程の的確な情報管理に利用できる新たなシステムを開発し、国や地方公共団体における利用に供する。

なお、システム開発経費については、特定資産の一部を取り崩してこれに充てるものとする。

●評議員・監事・理事

平成24年4月1日付で、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの評議員、監事及び理事に、以下の方が就任されました。

評議員一覧

	氏　名	所属・役職
1	大島　邦彦	株式会社 熊谷組　執行役員　プロジェクトエンジニアリング室長
2	大野　眞里	株式会社 エックス都市研究所　代表取締役
3	小野川和延	社団法人 海外環境協力センター　特別参与
4	河村　清史	埼玉大学　大学院理工学研究科　教授
5	北村　喜宣	上智大学法科大学院　教授
6	酒井　伸一	京都大学環境安全保健機構環境科学センター長・教授
7	塩入　英治	東京ガス株式会社　エネルギー企画部長
8	立上　和男	パナソニック株式会社　環境本部環境推進グループマネジャー　理事
9	葉梨　之紀	社団法人 日本医師会　常任理事
10	浜田　康敬	公益財団法人 給水工事技術振興財団　顧問
11	藤倉まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群　教授
12	古市　徹	北海道大学大学院　工学研究院　教授
13	細見　正明	東京農工大学大学院　共生科学技術研究院　教授
14	松澤　淳	株式会社 環境産業新聞社　代表取締役

監事一覧

		氏　名	所属・役職
1	監　事	鈴木　繁	株式会社 日水コン　監査役
2	監　事	寺嶋　均	一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会　会長

理事一覧

		氏　名	所属・役職
1	理 事 長	岡澤　和好	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
2	常務理事	佐野　等	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
3	理　事	馬場　寿	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
4	理　事	竹内　敏	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
5	理　事	麻戸　敏男	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
6	理　事	仁井　正夫	公益社団法人 全国産業廃棄物連合会　専務理事
7	理　事	樋口　成彬	公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団　理事長
8	理　事	星野　良祐	日本環境安全事業株式会社　取締役
9	理　事	竹本　和彦	国連大学高等研究所　シニアフェロー
10	理　事	細田　衛士	慶應義塾大学経済学部　教授
11	理　事	石井　邦夫	株式会社 市川環境エンジニアリング　代表取締役
12	理　事	安元　豊	一般社団法人 日本環境衛生施設工業会　副会長

●JW災害廃棄物処理支援システムの運用状況

日廃振センターでは、東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理を支援するために、**図1**の「JW災害廃棄物処理支援システム」を提供しています。平成24年3月7日現在の本システムへの加入者は54者であり、使用実績は、**表1**のとおりです。

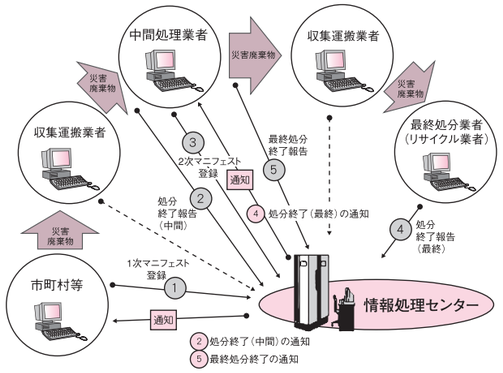


図1　JW災害支援システム運用の流れ

今回、使用実績が多い仙台市に、JW災害廃棄物処理支援システムの導入の動機と目的、運用状況、要望事項等について、平成24年3月にヒアリング調査を行いましたので、その概要を紹介します。

(1) システムの導入動機と利用目的

JW災害廃棄物処理支援システムの導入動機と利用目的は、次のとおりです。

●仙台市は、従前より、紙マニフェストを利用した一般廃棄物の広域移動の管理を行ってきており、マニフェストの有用性を認識していた。

●がれき搬入場の災害廃棄物の処理の履行確認を効率的、的確に行う必要がある。

●一定期間継続する災害廃棄物の取扱に当たっては、品目が多く、大量であるために、搬出車両台数も多くなる。そのため、紙マニフェストに比べて、データの把握に即時性がある、履行確認の数量チェックが簡便にできる、データの照合の手間が省ける等で優れている電子マニフェスト方式で委託管理した方が、確実で効率的である。

(2) システムの運用状況

設置している三ヵ所のがれき搬入場内では、災害廃棄物を、家電4品目、木くず、金属、たたみ、タイヤ、石膏ボード、コンクリートがら、アスファルトがら、ガラス・陶磁器、かわら等の十数種類に選別している。選別時に出る可燃物は、敷地内の焼却施設で焼却しているが、残りの品目の災害廃棄物をリサイクル施設、最終処分場に搬出する管理に、JW災害廃棄物処理支援システムを利用している。トラックスケールでの重量測定との連動で、電子マニフェストシステムへの登録ができるようにして、現場でのマニフェスト情報の登録作業を効率化している。

表1　JW災害廃棄物処理支援システムの使用実績
(平成24年3月7日現在)

	地区名	登録件数
1	仙台市	4,724
2	岩手県山田地区	262
3	岩手県大槌地区	18
合計		5,004

業務の入札に当たっては、JW災害廃棄物処理支援システム利用を仕様書に記載している。しかし、PC操作に苦手意識をもっている事業者も少なくなく、業務を担当する収集・運搬事業者には、電子マニフェストシステムを使ったことがない者が多く見受けられる。

(3) システムへの要望事項

システム運用に当たって大きな支障は無いが、システムに慣れていない事業者が業務を応札する場合が多いことから、次の事項への配慮が望ましい。

●システムの利用開始手続きに要する日数の短縮

システムへの利用開始手続きに、一定の日数(10日程度)が必要となっている。そのため、入札で決まった事業者が、初めてJW災害廃棄物処理支援システムを利用する場合には、直ぐに委託業務を開始できないことになり、システムの利用開始手続きに要する日数の短縮が必要である。

●システム利用に当たっての事業者への操作方法教育への支援

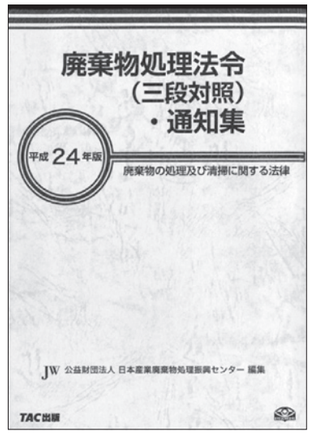
システムへのマニフェスト設定事項の登録は、委託事業者が行うが、その際に誤りが見られる場合があるので、誤入力の防止策が必要となる。また、これまで、電子マニフェストを利用した経験のない収集・運搬事業者に対する操作上のきめ細かいサポートも必要となる。

●集計データの活用

災害廃棄物の品目別、受託業者別、月別の実績報告の帳票が、簡便に打ち出しができるようになれば、委託の進行状況管理と最終報告に、極めて有用である。また、集計操作が慣れていない人でもアクセスしやすく、事務処理の効率化につながる加工データの提供が期待される。

●新刊図書のご案内

平成24年版 廃棄物処理法令(三段対照)・通知集の出版



廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則を収載した、平成24年版　廃棄物処理法令(三段対照)・通知集を平成24年4月末(予定)に出版いたします。

廃棄物処理法令を中心に、関連する告示、通知、東日本大震災関連の法令等を収載しております。日廃振センターホームページ(http://www.jwnet.or.jp/publish/)よりご購入(定価4,200円(税込))いただけます。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則
●告示
●東日本大震災関連
●通知
●資料　○罰則一覧
　　○廃棄物関連検索サイト一覧　等

●人事

日付	新職名	氏名	現職名
平成24年3月31日	退職	尾崎　弘憲	調査部 部長代理(嘱託職員) 国際部 部長代理　併任
	退職	村田　　弘	教育研修部 参与(嘱託職員)
	退職	廣部　充美	教育研修部 参与(嘱託職員)
	退職	青木　　累	情報処理センター　システム開発運用部
	退職	小泉　　幸	総務部(臨時職員)
平成24年4月1日	調査部長・国際部長 事務取扱(免)	馬場　　寿	理事
	総務部 広報室長 監査業務室長 併任	新井　博司	情報処理センター　システム開発運用部　主幹
	監査業務室	井上　久志	情報処理センター　業務推進部
	採用 教育研修部	山本千亜樹	-
	採用 調査部	大久保　伸	-
	情報処理センター　システム開発運用部	武田　雄志	調査部
	採用 教育研修部 参与	坂本啓多郎	-
	採用 情報処理センター システム開発運用部 参与	横川　利之	-